

公益社団法人日本図書館協会図書館連携協力要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人日本図書館協会図書館設置運営規程第4条第4号に基づき、公益社団法人日本図書館協会図書館（以下「日図協図書館」という。）における、国内外の各種図書館（以下「各館」という。）等との連携と協力について、方針を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 日図協図書館は、次の各館等並びにその関連機関及び団体と連携協力を行う。

- (1) 公共図書館
- (2) 学校図書館
- (3) 大学図書館、短期大学及び高等専門学校
- (4) 専門図書館
- (5) 法人の図書館及び私立図書館
- (6) 国立国会図書館
- (7) 国外の各種図書館
- (8) 読書施設
- (9) 情報提供施設
- (10) その他日図協図書館館長（以下「館長」という。）が必要と認める施設

(連携協力)

第3条 日図協図書館は、図書館の進歩発展、文化及び学術並びに科学の振興の観点において、公益社団法人日本図書館協会（以下「本法人」という。）会員館はもとより、広く各館等と連携協力を行う。

2 人々の読書や情報・資料の利用を支援する観点において、各館の活動に有益な支援と協力を行う。

第4条 第2条に掲げる各館等との連携協力の主たる内容は、次のとおりとする。

- (1) 日図協図書館の利用（閲覧・レファレンス・文献複写等）に関する全般
- (2) 各館館報、その他刊行物の寄贈及び交換
- (3) 展示会、その他各種行事における資料の出陳及び協力
- (4) 図書館及び読書活動にかかる情報交換及び支援等
- (5) 災害発生時等有事における情報提供及び支援等
- (6) その他館長が認めた連携協力事業

2 前項各号について、連携協力を行うための詳細は、別に定める。

(事務)

第5条 この要綱に基づく連携協力に関する事務は、日図協図書館において行う。

2 この要綱に変更が生じた場合は、公益社団法人日本図書館協会図書館運営委員会において協議する。

3 この要綱に基づく連携協力に関する最終決裁者は、館長とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、各館並びにその関連機関及び団体との連携協力に関し、必要な事項は、館長が別に定める。

2 各館並びに関連機関及び団体との連携協力に関し、本法人の判断を要する案件については、館長がその旨本法人へ申し出る。

附則

1 この要綱は、2021年6月3日から施行する。